

〇 鎌倉市では、「緑の基本計画」を、次により見直します。

鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針

(平成 22 年 2 月 22 日決定)

1 緑の基本計画見直しの趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画として、平成 8 年に策定、平成 13 年に一部改訂、平成 18 年に全面改訂し、これまで「保全すべき緑地の確保」「都市公園等の整備」「緑化の推進」「市民との連携の推進」に係る多くの施策展開と、その取り組みにより、着実な成果をあげてきました。

このたび、定期的な計画見直し時期を迎え、計画の進捗状況や社会動向などを勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、見直しを行うものです。

2 見直しの基本方針

(1) 基本方針の継承

実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本方針は、引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえ、充実を図ります。

(2) グリーン・マネジメントの更なる実践

歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・整備・管理、地球環境問題の解決に向けた鎌倉市の姿勢や具体的な取り組みなど、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方の更なる実践を進め、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討します。

(3) 緑政上の課題の解決

(仮称)山崎・台峯緑地の保全を確実にするための施策方針、地域・地区レベルの緑地保全などの緑政上の課題を解決するための具体的な方向性と、市民の素敵な身近な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性を検討します。

(4) 施策・事業の再構築

市民の発意と行政との連携で緑豊かなまちづくりに結びつけることができる施策・事業の方向性をはじめ、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を高めるための施策体系を検討します。

(5) 計画の実現性の向上

関係する法制度の改正状況などに留意して、本市の緑の基本計画の高い専門性と先進性を維持しつつ、市民、土地所有者、関係機関等の理解と協力を得るためにも、より具体的な施策の方向性を検討します。

3 スケジュール等

見直しの状況は広く市民に公開し、どの時点でも市民からの意見を適切に聴くことのできる体制で取り組み、緑政審議会の意見を聴きながら進めます。

また、見直しの進捗に合わせて、緑の基本計画改訂のあり方を適切な時期に示した上で、平成 22 年度中の見直し完了をめざします。